

一般名処方加算

当院では患者様への医薬品が、安定して供給されるように取り組んで参ります。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品に関して、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方（加算）を行う場合があります。

一般名処方は有効成分、効能が同じお薬であれば、患者様が自由にお薬を選んでいただけます。そのため、保険薬局にて、患者様ご自身の希望を確認される場合があります。

この一般名処方のメリットは、安定供給だけでなく、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択でき、経済的負担が軽くなります。

令和6年6月1日より診療報酬改定にて点数が以下の様になります。

一般名処方加算1 10点

（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合）

一般名処方加算2 8点

（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合）

T o w n C l i n i c e n
院長 鎌田文顕